

千葉県警察情報処理能力検定実施要綱の制定について

平成16年12月1日
例規(情管)第55号
警察本部長

【沿革】平成27年8月例規(情管)第30号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察情報処理能力検定実施要綱の制定について(平成6年例規(情・警・教)第20号)は、廃止する。

別添

千葉県警察情報処理能力検定実施要綱

第1 目的

この要綱は、情報処理能力検定に関する訓令(平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。)に基づき、職員の情報処理能力についての検定(以下「能力検定」という。)に関し必要な事項を定め、職員の情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

第2 千葉県警察情報処理能力検定委員会

1 設置

能力検定を適正に実施するため、県本部に千葉県警察情報処理能力検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 任務

- (1) 能力検定の実施に関すること。
- (2) 能力検定合格者の決定に関すること。
- (3) その他能力検定に関すること。

3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 総務部長

委員 情報管理課長

警務課長

教養課長

4 庶務

委員会の庶務は、総務部情報管理課において行う。

第3 能力検定の級位及び試験内容

1 級位

能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 試験内容

能力検定各級位の試験内容は、情報処理能力検定試験細目表(別表)のとおりとする。

第4 初級及び中級の能力検定の実施要領

1 実施機関

初級及び中級の能力検定（以下「県能力検定」という。）は、委員長が行うものとする。

2 受験資格

県能力検定の受験資格は、受験を希望する職員とする。

3 実施通知

県能力検定は、毎年1回以上実施するものとし、実施の日時、場所等については、委員長から所属長に通知するものとする。

4 受験手続

所属長は、県能力検定実施の通知を受けたときは、受験希望の職員を調査の上、情報処理能力検定受験申請書【 級】（別記第1号様式）を作成し、総務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）を経由して委員長に提出するものとする。

5 実施方法

県能力検定の実施方法は、試験時間を2時間とし、選択式及び正誤回答式の問題を20問出題して行うものとする。

第5 県能力検定合格者の決定

1 合格基準

県能力検定は、60パーセント以上の正解をもって合格とする。

2 情報処理能力検定合格者台帳への記載

委員長は、県能力検定合格者を情報処理能力検定合格者台帳（別記第2号様式。以下「合格者台帳」という。）に記載するものとする。

3 合格の特例

（1）他の実施機関の能力検定合格者

他の実施機関（警察庁（警察大学校及び科学警察研究所を含む。）、皇宮警察本部、管区警察局及び都道府県警察をいう。）が実施した能力検定に合格した者は、この要綱に定める県能力検定に合格したものとみなす。

（2）委員長の認定による合格者

委員長は、県能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、県能力検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

第6 上級の能力検定の実施要領

1 実施機関

上級の能力検定は、警察庁長官が行うものとする。

2 受験資格

上級の能力検定の受験資格は、同検定の前年度までに県能力検定中級を取得した職員で、かつ、情報管理課長が推薦した職員とする。

3 実施通知

上級の能力検定は、警察庁からの通知に基づき実施するものとし、実施の日時、場所等については、情報管理課長から所属長に通知するものとする。

4 受験手続

(1) 受験希望者の報告

所属長は、実施通知に基づき、受験資格該当者の中から受験希望者を調査の上、情報管理課長に報告するものとする。

(2) 適格者の推薦等

情報管理課長は、報告された者の中から適格者を選考して警察庁に推薦し、警察庁からの決定内容について関係所属長に通知するものとする。

5 実施方法及び合格者の決定

上級の能力検定の実施方法及び合格者の決定は、警察庁訓令、警察庁通達等の定めによるものとする。

第7 合格者情報の記録等

1 合格者台帳の管理

合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製し、管理することができる。

2 合格者の通知

委員長は、能力検定合格者について、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び所属長あてに通知するものとする。

3 警察職員履歴表への記載

能力検定合格者の通知を受けた警務課長及び所属長は、当該職員の警察職員履歴表（千葉県警察職員履歴表の取扱いに関する訓令（平成14年本部訓令第20号）に定める履歴表をいう。）の「特技その他」欄に、通知内容を記載するものとする。

第8 その他

1 所属長は、職員に対して情報処理に関する知識及び技能の指導、教養を効果的に行い、その能力向上に努めなければならない。

2 職員は、常に情報処理に関する知識及び技能の習得を図り、積極的に能力検定を受けるよう努めなければならない。

別表（第3の2）

情報処理能力検定試験細目表

試験項目	出題範囲		
	初級	中級	上級
1 情報処理における各種法令等に関する知識			
(1) 個人情報の保護に関すること。	○	○	○
(2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。	○	○	○
(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。	○	○	○
(4) その他関連法規に関すること。	○	○	○
2 コンピュータシステムに関する知識			
(1) ハードウェア、システムに関すること。	○	○	○
(2) ソフトウェアに関すること。	○	○	○

(3) ネットワークに関すること。	○	○	○
(4) データベースに関すること。	○	○	○
(5) 情報セキュリティに関すること。	○	○	○
3 アプリケーションの利用に関する知識 (オフィスツール)	○		
4 アプリケーションに関する知識 (マークアップ言語、マクロ)・プログラミングに関する基礎的知識		○	
5 プログラミングに関する知識			○
6 システム開発及び管理に関する知識			
(1) 設計に関すること。			○
(2) テストに関すること。			○
(3) 開発管理に関すること。			○
(4) システム監査に関すること。			○

以下様式省略